

○行政手続一覧【奈良県】

【注意事項】

- この表は、令和6年3月25日時点で可能な行政手続等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- 手続等を利用するには、パートナーシップ関係を証明する書類の提示のほか、各行政手続の利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前に各担当課へご確認願います。）
- なお、一部の行政手続については、パートナーシップ制度への登録が不要な場合もあります。

令和6年3月25日
(随時更新中)

	1. 該当する手続等の名称	2. 概要(手続の内容等)	3. パートナーシップ関係を証明する書類の提示		4. URL	5. 問い合わせ先		6. 備考
			必要	不要		所属名	電話番号	
手続を行う者が「家族や配偶者」であるもの	心身障害者扶養共済制度	心身障害者を扶養している家族や配偶者等が毎月一定の掛金を納めることで、家族や配偶者等が死亡等の際に心身障害者へ終身一定額の年金を支給する制度		○	https://www.pref.nara.jp/29362.htm	障害福祉課	0742-27-8514	
手続の対象者が「家族や配偶者」であるもの	女性相談	・保護命令申立の支援	○		—	奈良県中央子ども家庭相談センター 奈良県高田子ども家庭相談センター	(中央)0742-22-4083 (高田)0745-22-6079	地方裁判所へ保護命令申立を行う際に、加害者との関係を確認する書類(戸籍謄本・住民票等)が必要。
	入院誓約にかかる身元引受人兼連帯保証人	入院時に必要となる入院中の療養生活における遵守事項、診療費の支払等に関する誓約手続き		○	—	奈良県立医科大学附属病院 医療サービス課	0744-22-3051	
	奈良県営住宅申込者資格審査 奈良県営住宅同居承認審査 奈良県営住宅入居者の承継承認審査	県営住宅の入居申込 県営住宅の同居承認申請 県営住宅の入居承継申請	○		—	住まいまちづくり課	0742-27-7539	
	来所教育相談の利用	不登校やいじめなど学校生活での悩み、子育てなど家庭生活での悩みに関する相談		○	https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15.3023.86.html#raishokyouikuso udan	教育研究所	0744-33-8904	